

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年11月18日
【発行者の名称】	株式会社サトウ産業 Sato Sangyo Co., Ltd,
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 明郎
【本店の所在の場所】	新潟県上越市上名柄340-1
【電話番号】	025-520-2288
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 大野 智美
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社サトウ産業 https://www.sato-san.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期中	第49期中	第47期	第48期
会計期間	自2021年2月21日 至2021年8月20日	自2022年2月21日 至2022年8月20日	自2020年2月21日 至2021年2月20日	自2021年2月21日 至2022年2月20日
売上高 (千円)	1,424,264	1,785,091	2,039,561	2,736,635
経常利益 (千円)	249,871	58,822	186,256	260,292
中間(当期)純利益 (千円)	226,013	37,790	104,184	238,343
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	376,000	376,000	3,760	376,000
純資産額 (千円)	736,302	767,624	510,289	748,633
総資産額 (千円)	2,071,630	2,215,020	1,681,516	2,460,219
1株当たり純資産額 (円)	1,958.25	2,041.55	1,357.15	1,991.04
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	50
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	601.09	100.50	249.29	633.89
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.5	34.7	30.3	30.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	224,498	△39,808	60,127	338,832
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△114,370	△168,155	△56,936	△216,075
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△44,192	116,267	227,597	△106,750
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	386,614	244,989	320,678	336,685
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	78 [—]	81 [—]	74 [—]	73 [—]

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第47期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第48期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人により監査を、第48期中間期及び第49期中間期の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の中間監査を受けております。

5. 2021年5月19日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額を算定しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第49期中間会計期間の期首から適用しており、第49期中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年8月20日現在

従業員数(名)
81 [－]

(注) 1. 当社は鉄工建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

2022年8月決算にあたり

新型コロナウイルス感染拡大が収まらない。また、ロシアのウクライナ侵攻という21世紀にあって、想像だになかった出来事と共に、2022年度はスタートを切りました。

世界経済がますます混迷を深める中、原材料費の高騰は、(2020年からの2年間で鋼材価格が1.6倍、電気料金が9月より先月の1.5倍、建設資材が1.6～2倍、運搬費が1.5倍等々)当社のような鉄工建設事業を生業とする我が社にとって、すぐさま利益の圧迫となります。

利益は、ゼネコンと施主との契約時期、契約金額に負うところが大きい業界です。経済状況の変化は、施主との契約金額に、何ら影響を与えるものではありません。原材料費が安い頃に契約された案件は、どうしても労務費的な部分への影響が大きくなってきます。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,785,091千円（前年同期比25.3%増）、営業利益は57,856千円（前年同期比76.4%減）、経常利益は58,822千円（前年同期比76.5%減）、中間純利益は37,790千円（前年同期比83.3%減）となりました。

なお、当社は鉄工建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の開示は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は244,989千円（前事業年度末比91,696千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は39,808千円となりました。これは主に売上債権の減少213,543千円による資金の増加があった一方で、仕入債務の減少192,668千円及び契約負債の減少115,268千円による資金の減少があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は168,155千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出151,760千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は116,267千円となりました。これは主に、長期借入による収入200,000千円及び長期借入金の返済による支出64,932千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,554,786	54.5
合計	1,554,786	54.5

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	842,599	12.3
合計	842,599	12.3

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,695,571	141.2
合計	1,695,571	141.2

(注) 金額は、販売価格によっております。

(4) 受注残高実績

当中間会計期間における受注残高実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,400,091	△49.4
合計	1,400,091	△49.4

(注) 金額は、販売価格によっております。

(5) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,785,091	25.3
合計	1,785,091	25.3

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 自 2021年2月21日 至 2021年8月20日		当中間会計期間 自 2022年2月21日 至 2022年8月20日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社カナックス	453,078	31.8	1,287,919	72.1
カメイ株式会社	617,597	43.4	321,041	17.9
東和通商株式会社	308,428	21.6	—	—

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革

新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると当社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株

主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i-2 非上場会社を子会社とする株式交付 ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の效果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

資産合計は2,215,020千円（前事業年度末比245,199千円減）となりました。流動資産につきましては、1,342,340千円（前事業年度末比380,129千円減）となりました。これは主に、現金及び預金の減少93,497千円、売掛金の減少65,485千円及び電子記録債権の減少145,359千円等によるものです。固定資産につきましては、872,679千円（前事業年度末比134,930千円増）となりました。これは主に、三和工場の梁加工場建設189,594千円等によるものです。

(負債の部)

負債合計は1,447,396千円（前事業年度末比264,190千円減）となりました。流動負債につきましては、1,150,566千円（前事業年度末比373,923千円減）となりました。これは主に、買掛金の減少320,837千円、前受金の減少294,809円及び工事による契約負債の増加179,541千円等によるものです。固定負債につきましては、296,829千円（前事業年度末比109,733千円増）となりました。これは、長期借入200,000千円をしたことによるものです。

(純資産の部)

純資産合計につきましては767,624千円（前事業年度末比18,990千円増）となりました。これは主に、繰越利益剰余金の増加16,340千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、当中間会計期間に完了したものは、次の通りであります。

事業所名	設備の内容	投資額（千円）	完了年月	完成後の増加能力
三和工場	梁加工場新設、製品ヤード設置	189,594	2022年8月	(注)
	発電機搭載自走式台車3台導入	12,000	2022年6月	

(注) 完成後の増加能力については、合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2022年8月20日)(株)	公表日現在発行数(2022年11月18日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年2月21日～ 2022年8月20日	—	376,000	—	100,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2022年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 明郎(注) 1, 2	新潟県上越市	375,900	99.97
カメイ株式会社	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号	100	0.03
計	—	376,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の取締役)

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 376,000	3,760	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 376,000	—	—
総株主の議決権	—	3,760	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2022年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2022年3月～8月までにおいては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報提出日までに役員1名（吉川浩）が一身上の都合で退任しておりますが、会社法上の定足数は満たしております。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2022年2月21日から2022年8月20日まで）の中間財務諸表について、OAG監査法人の中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年 2 月 20 日)	当中間会計期間 (2022年 8 月 20 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	624,296	530,798
受取手形	2,700	—
電子記録債権	286,230	140,871
売掛金	286,182	220,697
商品及び製品	208,624	※ 1 239,223
仕掛品	116,770	※ 1 103,271
原材料及び貯蔵品	171,701	※ 1 79,703
未成工事支出金	24,425	24,838
前払費用	1,312	—
その他	226	2,935
流動資産合計	1,722,469	1,342,340
固定資産		
有形固定資産		
建物	425,351	632,931
減価償却累計額	△202,399	△210,653
建物（純額）	※ 2 222,951	※ 2 422,278
構築物	10,560	10,560
減価償却累計額	△6,179	△6,374
構築物（純額）	4,380	4,185
機械及び装置	364,747	381,126
減価償却累計額	△287,601	△295,749
機械及び装置（純額）	77,145	85,377
車両運搬具	55,631	68,294
減価償却累計額	△41,020	△44,555
車両運搬具（純額）	14,611	23,739
工具、器具及び備品	13,537	14,617
減価償却累計額	△11,185	△11,704
工具、器具及び備品（純額）	2,351	2,913
土地	※ 2 255,627	※ 2 255,627
リース資産	—	3,250
減価償却累計額	—	△116
リース資産（純額）	—	3,134
建設仮勘定	121,837	11,899
有形固定資産合計	698,905	809,156
無形固定資産		
ソフトウェア	8,896	9,372

その他	0	0
無形固定資産合計	8,896	9,372
投資その他の資産		
出資金	2,139	2,139
長期前払費用	176	181
繰延税金資産	10,970	13,650
その他	16,660	38,180
投資その他の資産合計	29,947	54,151
固定資産合計	737,749	872,679
資産合計	2,460,219	2,215,020

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年 2 月 20 日)	当中間会計期間 (2022年 8 月 20 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	118,990	147,411
電子記録債務	114,076	224,366
買掛金	671,051	350,214
1年内返済予定の長期借入金	※ 2 105,892	※ 2 134,164
リース債務	—	477
未払金	82,530	43,677
未払費用	2,808	1,703
未払法人税等	95,701	21,781
未払消費税等	23,360	※ 3 821
前受金	294,809	—
契約負債	—	179,541
預り金	3,913	7,134
賞与引当金	11,356	11,356
工事損失引当金	—	※ 1 22,905
完成工事補償引当金	—	5,012
流動負債合計	1,524,489	1,150,566
固定負債		
長期借入金	※ 2 187,096	※ 2 293,892
リース債務	—	2,937
固定負債合計	187,096	296,829
負債合計	1,711,586	1,447,396
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	350	2,230
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	6,537	6,537
特別償却準備金	11,820	12,590
繰越利益剰余金	629,925	646,266
利益剰余金合計	648,633	667,624
株主資本合計	748,633	767,624
純資産合計	748,633	767,624
負債純資産合計	2,460,219	2,215,020

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021年 2 月 21 日 至 2021年 8 月 20 日)	当中間会計期間 (自 2022年 2 月 21 日 至 2022年 8 月 20 日)
売上高	1,424,264	1,785,091
売上原価	1,018,663	1,560,591
売上総利益	405,600	224,500
販売費及び一般管理費	160,159	166,643
営業利益	245,441	57,856
営業外収益		
受取利息	9	5
受取配当金	1	1
助成金収入	6,406	1,530
その他	154	447
営業外収益合計	6,571	1,985
営業外費用		
支払利息	566	619
手形売却損	1,286	399
その他	289	—
営業外費用合計	2,141	1,019
経常利益	249,871	58,822
特別利益		
固定資産売却益	—	3,082
保険差益	2,741	—
助成金収入	16,860	—
保険金収入	73,258	—
特別利益合計	92,859	3,082
特別損失		
完成工事補償引当金繰入額	—	5,012
特別損失合計	—	5,012
税引前中間純利益	342,730	56,893
法人税、住民税及び事業税	123,875	21,782
法人税等調整額	△7,157	△2,680
法人税等合計	116,717	19,102
中間純利益	226,013	37,790

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2021年 2月21日 至 2021年 8月20日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金		
			土地圧縮 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	100,000	350	2,955	9,252	397,731	410,289	510,289	510,289
当中間期変動額								
中間純利益					226,013	226,013	226,013	226,013
土地圧縮積立金の積立て			2,120		△2,120	-	-	-
特別償却準備金の積立て				4,128	△4,128	-	-	-
特別償却準備金の取崩し				△777	777	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	2,120	3,350	220,542	226,013	226,013	226,013
当中間期末残高	100,000	350	5,075	12,603	618,273	636,302	736,302	736,302

当中間会計期間（自 2022年 2月21日 至 2022年 8月20日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	
		利益準 備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			土地圧縮 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	350	6,537	11,820	629,925	648,633	748,633	748,633
当中間期変動額								
剰余金の配当		1,880			△20,680	△18,800	△18,800	△18,800
中間純利益					37,790	37,790	37,790	37,790
特別償却準備金の 積立て				1,933	△1,933	-	-	-
特別償却準備金の 取崩し				△1,162	1,162	-	-	-
当中間期変動額合計	-	1,880	-	770	16,340	18,990	18,990	18,990
当中間期末残高	100,000	2,230	6,537	12,590	646,266	667,624	767,624	767,624

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021年 2月21日 至 2021年 8月20日)	当中間会計期間 (自 2022年 2月21日 至 2022年 8月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	342,730	56,893
減価償却費	19,099	24,146
工事損失引当金の増減額 (減少は△)	—	22,905
完成工事補償引当金の増減額 (減少は△)	—	5,012
受取利息及び受取配当金	△10	△7
助成金収入	△23,266	△1,530
保険差益	△2,741	—
保険金収入	△73,258	—
支払利息	566	619
固定資産売却益	—	△3,082
売上債権の増減額 (増加は△)	△213,797	213,543
棚卸資産の増減額 (増加は△)	△12,750	74,485
仕入債務の増減額 (減少は△)	△53,089	△192,668
前受金の増減額 (減少は△)	104,818	—
契約負債の増減額 (減少は△)	—	△115,268
その他	51,394	△30,071
小計	139,694	54,975
利息及び配当金の受取額	10	7
利息の支払額	△566	△619
助成金の受入れによる収入	23,266	1,530
保険金受取による収入	77,322	—
法人税等の支払額	△15,229	△95,702
営業活動によるキャッシュ・フロー	224,498	△39,808
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△50,906	△26,402
定期預金の払戻による収入	17,402	28,204
有形固定資産の取得による支出	△79,712	△151,760
有形固定資産の売却による収入	—	3,082
無形固定資産の取得による支出	△1,154	—
保険積立金の積立による支出	—	△21,519
その他	—	240
投資活動によるキャッシュ・フロー	△114,370	△168,155
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	20,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△64,192	△64,932
配当金の支払額	—	△18,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△44,192	116,267

現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	65,936	△91,696
現金及び現金同等物の期首残高	320,678	336,685
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 386,614	※ 1 244,989

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

当中間会計期間における手持工事のうち、損失の発生が見込まれかつ、この金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保（契約不適合責任）の費用に備えるため、瑕疵担保（契約不適合責任）の費用見積額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」（企業会計適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財の支配が顧客に移転した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(1) 鉄工事業

鉄工事業においては、主に鋼材等を仕入れて加工し、柱、梁などの製品を製造及び販売しております。

このような製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 建築事業

建築事業においては、建築工事を請け負う事業であり、当社の義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、当該請負契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財の支配が顧客に移転した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当中間会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当中間会計期間に帰属する損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当中間会計期間より「契約負債」として表示することといたしました。また、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「前受金の増減額(減少は△)」は、当中間会計期間より「契約負債の増減額(減少は△)」として表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち当中間会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令」（2020年3月6日内閣府令第9号）附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（中間貸借対照表関係）

※1 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する棚卸資産の額

	前事業年度 (2022年2月20日)	当中間会計期間 (2022年8月20日)
商品及び製品	一千円	163,372千円
仕掛品	一千円	7,913千円
原材料及び貯蔵品	一千円	10,804千円
計	一千円	182,090千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (2022年2月20日)	当中間会計期間 (2022年8月20日)
建物	4,562千円	13,366千円
土地	21,270千円	21,270千円
計	25,833千円	34,636千円

担保付債務

	前事業年度 (2022年2月20日)	当中間会計期間 (2022年8月20日)
一年内返済予定の長期借入金	59,718千円	56,624千円
長期借入金	123,926千円	96,996千円
計	183,644千円	153,620千円

※3 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年8月20日)	当中間会計期間 (自 2022年2月21日 至 2022年8月20日)
有形固定資産	17,401千円	22,221千円
無形固定資産	1,698千円	1,924千円
計	19,099千円	24,146千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年8月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,760	372,240	—	376,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

(変更事由の概要)

2021年5月19日付で普通株式1株を100株に分割したことによる増加372,240株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2022年2月21日 至 2022年8月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	376,000	—	—	376,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月18日 定時株主総会	普通株式	18	利益剰余金	50	2022年2月20日	2022年5月19日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年8月20日)	当中間会計期間 (自 2022年2月21日 至 2022年8月20日)
現金及び預金	656,129千円	530,798千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△269,515千円	△285,809千円
現金及び現金同等物	386,614千円	244,989千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産、主として本社におけるセキュリティ装置であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年2月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	292,988	292,949	△39
負債計	292,988	292,949	△39

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」については、現金であること、もしくは短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2022年8月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	428,056	428,137	80
負債計	428,056	428,137	80

(注) 1. 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」については、現金であること、もしくは短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価値のない株式等は、上記に含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は、以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (2022年2月20日)	当中間会計期間 (2022年8月20日)
出資金	2,139	2,139

2. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は、負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先度が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間財務諸表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2022年8月20日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	428,137	—	428,137
負債計	—	428,137	—	428,137

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

当中間会計期間（自 2022年2月21日 至 2022年8月20日）

(単位：千円)

区 分	鉄工建設事業
鉄工事業	1,621,246
建設事業	163,845
顧客との契約から生じる収益	1,785,091
その他収益	—
外部顧客への売上高	1,785,091

2. 主要な事業における収益を理解するための基礎となる情報

中間財務諸表の「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	575,113
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	361,569
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	294,809
契約負債（期末残高）	179,541

契約資産は建設事業における顧客との契約について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、鉄工事業及び建設事業における顧客との契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、294,809千円であります。

また、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当中間会計期間に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

中間期末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、1,400,091千円であります。当該履行義務は、主に鉄工事業及び建設事業における契約に係るものであり、中間期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2021年2月21日 至 2021年8月20日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
カメイ株式会社	617,597	鉄工建設事業
株式会社カナックス	453,078	鉄工建設事業
東和通商株式会社	308,428	鉄工建設事業

当中間会計期間（自 2022年2月21日 至 2022年8月20日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社カナックス	1,287,919	鉄工建設事業
カメイ株式会社	321,041	鉄工建設事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 2 月20 日)	当中間会計期間 (2022年 8 月20 日)
1 株当たり純資産額	1, 991. 04円	2, 041. 55円

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年 2 月21 日 至 2021年 8 月20 日)	当中間会計期間 (自 2022年 2 月21 日 至 2022年 8 月20 日)
1 株当たり中間純利益金額 (円)	601. 09	100. 50
中間純利益(千円)	226, 013	37, 790
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	226, 013	37, 790
普通株式の期中平均株式数(株)	376, 000	376, 000

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 当社は、2021年 5 月19日付で普通株式 1 株につき、100株の割合で株式分割を行っております。前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり中間純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月17日

株式会社サトウ産業

取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 今 井 基 喜
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 橋 本 公 成
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サトウ産業の2022年2月21日から2023年2月20日までの第49期事業年度の中間会計期間（2022年2月21日から2022年8月20日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サトウ産業の2022年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年2月21日から2022年8月20日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。